

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱

平成22年1月27日告示第22号

改正

平成22年3月24日告示第61号

平成24年3月26日告示第76号

平成25年1月22日告示第19号

平成27年5月25日告示第150号

令和5年12月6日告示第350号

(趣旨)

第1条 市長は、木更津市協働のまちづくり条例（平成21年木更津市条例第23号。以下「まちづくり条例」という。）第10条第1号の定めるところにより、市民等が主体となった活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象団体 支援金の交付の対象となる団体をいう。
- (2) 対象事業 支援金の交付の対象となるまちづくり活動をいう。
- (3) 対象経費 支援金の交付の対象となる経費をいう。
- (4) 対象期間 支援金の交付の対象となる期間をいう。
- (5) 選考会 対象事業の選考を行うため開催する木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会をいう。
- (6) 支援決定団体 支援金の交付を決定した団体をいう。
- (7) 支援金交付団体 支援金の交付を受けた団体をいう。

(対象団体)

第3条 対象団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 構成員が3人以上であり、かつ、過半数が市内に住所若しくは居所を有する者、市内に通勤若しくは通学をする者であること。
- (2) 代表者が年齢20歳以上であり、かつ、市内に住所若しくは居所を有する者、市内に通勤若しくは通学をする者であること。

- (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等を定めていること。
- (4) 市内に事務所を有し、主に市内において活動していること。
- (5) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (7) 政治的活動又は宗教的活動をしていないこと。

(対象事業)

第4条 対象事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 福祉、環境、教育、文化、スポーツ、青少年育成、その他の分野で、公益性のあるもの
- (2) 市内において実施するもの
- (3) 本市の市民が主たる対象となるもの
- (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの
- (5) 支援金の交付を受けようとする団体を構成する者のみを対象としないもの
- (6) 支援金の交付を受けようとする年度に国、県又は市から別に補助等を受けていないもの

(対象経費)

第5条 対象経費は、対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、対象経費から除くものとする。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 構成員のための食糧費に相当する経費
- (3) 事業遂行に必要と認められない備品の購入費
- (4) その他市長が対象経費とすることが適当ないと認める経費

2 次条に規定する対象期間前の準備行為で、市長が特に必要と認める経費については、対象経費とすることができます。

(対象期間)

第6条 対象期間は、支援金の交付を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(支援金の額)

第7条 支援金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、かつ、50万円を限度とする。

(支援金の交付回数)

第8条 支援金の交付は、一団体につき年1回とし、交付を受けられる回数は、同一の対象事業につき通算3回までとする。

(事業の募集)

第9条 市長は、事業の募集をするときは、募集要項を定めて公表するものとする。

(事業の申込み)

第10条 前条の募集に応じて、申込みをしようとする団体は、前条の募集要項で指定する期間内に、木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画提案書（別記第2号様式）
- (2) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(選考会)

第11条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、まちづくり条例第8条第2項の規定による市民等の多様な意見をまちづくりに反映させるため、選考会を開催するものとする。

2 選考会は、次に掲げる20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 各種団体の推薦による者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 事業の申込みをした団体は、選考会において提案した事業の内容を説明しなければならない。

4 選考会における選考の基準及び方法は、市長が別に定める。

5 選考会は、原則として公開する。

6 選考会の庶務は、市民部市民活動支援課において処理する。

(事業の採択の決定又は不採択の決定)

第12条 市長は、選考会からの選考結果を参考とし、事業の採択又は不採択の決定をするものとする。

2 市長は、事業を採択する旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援事業採択決定通知書（別記第4号様式）により、事業を採択する決定をした団体に通知するものとする。

3 市長は、事業を採択しない旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援事業不採択決定通知書（別記第5号様式）により、事業を採択しない決定をした団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第13条 前条第2項の規定による通知を受け、支援金の交付を受けようとする団体は、市長が別に定める期日までに、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定又は不交付の決定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書の内容が、第12条の規定により採択した事業の内容と同一であることを審査し、支援金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、支援金を交付する旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付決定通知書（別記第7号様式）により、交付額その他必要な事項を、支援決定団体に通知するものとする。

3 市長は、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、支援金を交付しない決定をした団体に通知するものとする。

(支援金の概算払)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、支援決定団体に概算払により交付することができる。

2 支援決定団体は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金概算払請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(対象事業の変更)

第16条 支援決定団体は、支援金の交付の決定の通知を受けた対象事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長に対し木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認申請書（別記第10号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査したうえ、その可否を決定するものとする。この場合において、市長が必要があると認めたときは、選考会の意見を聞くことができる。

3 市長は、支援金の交付の決定の通知をした対象事業の内容の変更について、承認するときは木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認通知書（別記第11号様式）を、承認しないときは木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更不承認通知書（別記第12号様式）を支援決定団体に通知するものとする。

(対象事業の中止)

第17条 支援決定団体が、支援金の交付の決定の通知を受けた対象事業を中止しようとするときは、速やかに市長に対し木更津市協働のまちづくり活動支援事業中止届（別記第13号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第18条 支援決定団体は、対象事業が完了したときは、速やかに、木更津市協働のまちづくり活動支援事業実績報告書（別記第14号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支決算書（別記第15号様式）
- (2) 収入及び支出を証する書類又はその写し
- (3) 活動状況を記したパンフレット、写真等の記録

2 対象事業の実施に伴い、入場料、寄附金等の収入により総収入額が総支出額を超える場合は、その超える額（千円未満切り捨て）を支援金の額から控除するものとする。

（支援金の額の確定）

第19条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、支援金の額を確定し木更津市協働のまちづくり活動支援金交付額確定通知書（別記第16号様式）により、支援決定団体に通知するものとする。

（支援金の請求）

第20条 支援決定団体が、対象事業が完了し支援金の交付を受けようとするときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付請求書（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（アクリアコインでの交付等）

第21条 支援決定団体は、第15条又は前条の規定により支援金の交付を受けようとするときは、電子地域通貨アクリアコインにより受けることができるものとする。

2 電子地域通貨アクリアコインによる交付に係る金融機関への送金手数料は、市が負担するものとする。

3 支援決定団体は、電子地域通貨アクリアコインで交付を受けた支援金の精算又は返還を行う場合は、現金で行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第22条 市長は、支援決定団体又は支援金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

- (1) 第17条の規定による中止届を提出したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 対象経費以外に支援金を使用したとき。

2 前項の規定は、支援金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(支援金の返還)

第23条 市長は、支援金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定に該当するとき。

(2) 支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているとき。

2 市長は、前項の規定により既に交付した支援金の全部又は一部を返還させようとするときは、木更津市協働のまちづくり活動支援金返還請求通知書（別記第18号様式）により、支援金交付団体に通知するものとする。

(情報の公表)

第24条 市長は、毎年、支援事業の実施状況及び実績を公表するものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(木更津市中心市街地まちづくり活動支援金交付要綱の廃止)

2 木更津市中心市街地まちづくり活動支援金交付要綱（平成19年木更津市告示第141号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によつてした支援金の交付の決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によつしたものとみなす。

附 則（平成22年3月24日告示第61号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第76号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱の規定に基づき交付の決定がされた支援金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年1月22日告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱の規定に基づき交付の決定がされた支援金については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年5月25日告示第150号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年12月6日告示第350号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第10条）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画申込書

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業として採択を受けたいので、下記のとおり企画を申し込みます。

記

1 事業名称

2 添付書類

- (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画提案書（別記第2号様式）
- (2) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第10条第1号）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業企画提案書

事業名称	
団体名（構成人数）	(　　名)
事業の内容	
事業の必要性と目的	
スケジュール	
事業の特色	
来年度以降の事業 展開予定	
過去の活動実績	
補助等の有無 (国、県又は市から の補助等の交付)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
担当者の連絡先	住 所 氏 名 連絡先

第3号様式（第10条第2号）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	内訳
合計		

第4号様式（第12条第2項）

第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

木更津市長

木更津市協働のまちづくり活動支援事業採択決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった企画については、下記のとおり 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業として採択を決定したので通知します。

記

1 事業名称

2 採択金額 円

3 その他

第5号様式（第12条第3項）

第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

木更津市長

木更津市協働のまちづくり活動支援事業不採択決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった企画については、下記のとおり 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業として採択しないことを決定したので通知します。

記

1 事業名称

2 不採択の理由

第6号様式（第13条）

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付申請書

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年　月　日　付けで採択の決定の通知を受けた　　年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 申請金額　　円

第7号様式（第14条第2項）

木更津市指令第 号

団体名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 事業名称

2 交付決定額 円

3 その他

年 月 日

木更津市長

第8号様式（第14条第3項）

木更津市指令第 号

団体名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 事業名称

2 交付しない理由

年 月 日

木更津市長

第9号様式（第15条第2項）

木更津市協働のまちづくり活動支援金概算払請求書

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年　月　日付け木更津市指令第　　号をもって交付の決定の通知を受けた

年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり概算払さ
れるよう請求します。

記

1 事業名称

2 交付決定額　　円

3 概算払請求額　　円

4 振込指定口座

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	店名	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

第10号様式（第16条第1項）

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認申請書

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年　月　日付け木更津市指令第　　号をもって交付の決定の通知を受けた
年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、事業の内容を変更した
いので、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

団体名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更承認通知書

年 月 日 付けで交付変更申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり
活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付の内容の変更を承認したので通知します。

記

1 変更承認後の内容

2 変更承認後の交付金額 円

3 その他

年 月 日

木更津市長

第12号様式（第16条第3項）

木更津市指令第 号

団体名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付変更不承認通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった 年度木更津市協働のまちづくり
活動支援事業による支援金について、下記のとおり交付の内容の変更を承認しないので通知します。

記

1 交付変更申請の内容

2 変更を承認しない理由

年 月 日

木更津市長

第13号様式（第17条）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業中止届

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年　月　日付け木更津市指令第　　号をもって交付の決定の通知を受けた
年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業について、事業を中止したいので、下記のとお
り申請します。

記

1 事業名称

2 中止をする理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

第14号様式（第18条）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業実績報告書

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年　月　日付け木更津市指令第　　号をもって交付の決定の通知を受けた
年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業について、事業が完了したので、下記のとおり
報告します。

記

1 事業名称

2 交付決定額及びその精算額

交付決定額	円
精算額	円
(うち、概算払済額	円)

3 事業実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

4 添付書類

- (1) 木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支決算書（別記第15号様式）
- (2) 収入及び支出を証する書類又はその写し
- (3) 活動状況を記したパンフレット、写真等の記録

事業の実績	
事業の成果	

第15号様式（第18条第1号）

木更津市協働のまちづくり活動支援事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	内訳
合計		

団体名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付額確定通知書

年 月 日付けて実績報告のあった 年度木更津市協働のまちづくり活動
支援事業による支援金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 事業名称

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

年 月 日

木更津市長

第17号様式（第20条）

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付請求書

年　月　日

木更津市長　　様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

年　月　日付け木更津市達第　　号をもって交付の確定の通知を受けた

年度木更津市協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-----------|----|
| 1 事業名称 | |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 精算額 | 円 |
| (うち、概算払済額 | 円) |
| 4 交付請求額 | 円 |
| 5 振込指定口座 | |

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	店名	本店 支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

第18号様式（第23条第2項）

木更津市達第 号

団体名

代表者氏名 様

木更津市協働のまちづくり活動支援金返還請求通知書

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付した 年度木更津市
協働のまちづくり活動支援事業による支援金について、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由

年 月 日

木更津市長